

---

法人番号と法人ポータル の利活用に関する研究調査事業

# 法人番号とポータルユースケース事例

法人番号・ポータル の利活用研究会 各委員提案集

一般財団法人ニューメディア開発協会

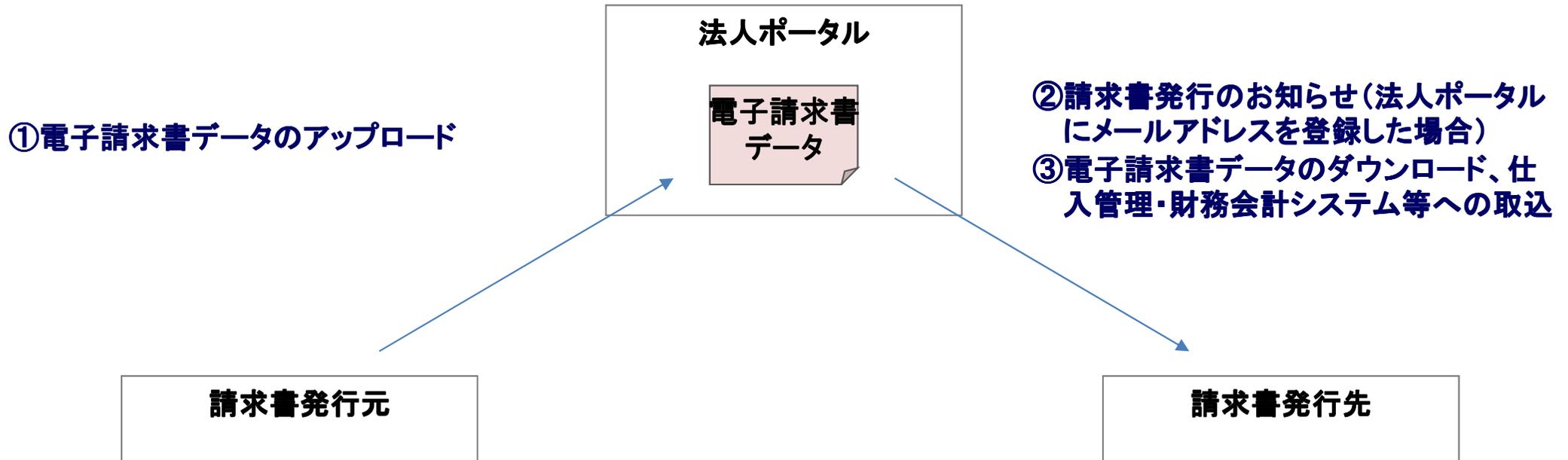
2014年12月25日Rev1.2

# 法人ポータルユースケース提案の分類

■ 情報源, ↔ 連携組織

提案元	サービス名称		利用形態					
			行政内	行政-企業	民間サービス	企業取引	企業-個人	番号利用
TKC 1	電子請求書サービス				←	→		
TKC 2	入金消込の業務効率化	<b>B-B利用1 [決済]</b>						↔
CEC 1	支払い明細の通知				←	→	↔	
NEC 1	法人属性情報の提供サービスの拡大	<b>B-B利用2 [属性提供]</b>			←	→		
CEC 2	法人情報のupdate配信					↔		
NTTD	オープンデータによる企業のサステナビリティ情報一括取得		↔				↔	
TKC 3	民間取引における行政発行の証明書の添付			←		→		
DNP 1	資金融資における信用確認	<b>B-B利用3 [与信]</b>			←	→		
NEC 3	アンチマネーロンダリングへの活用					↔	↔	
CEC 3	建設業ガイドラインに沿うデータ利用			↔		←	→	
MCCI	EPAに基づく特定原産地証明書を受給する為の企業登録				←	→		
DNP 2	入札時の信用確認	<b>B-G利用 [入札・審査]</b>		↔				
CEC 4	建設業法定資格の有効性確認			←		→		
CEC 5	建設業ガイドラインに沿うデータ利用（労働者の社会保険）			←		→		
CEC 6	健康保険証の有効性確認	<b>In-B利用</b>						↔
DNP 3	ビジネスニーズのマッチング			↔		↔		
ChibaC	【検討中】パブリック・アカウント	<b>(B-)G-G利用</b>	↔	↔		↔		
Fujitsu	法人情報の行政バックオフィス連携による添付書類削減		↔	←				
CEC 7	建設業許可の更新時の社会保険情報		↔	↔				

# TKC1. 電子請求書サービス



## 現在の電子請求書サービスの主なもの

- ①運送会社、電話会社などの請求元が、自社の顧客向けに提供しているサービス（顧客が加入すれば利用可能）
- ②特定のサプライチェーン内での運営（サプライチェーン加盟会社内で利用可能）  
→上記①②以外にも、セキュリティ関連・ドキュメント関連のベンダー等が提供しているサービスがあるが、発行元・発行先の両方がサービスに加入して、事業者コード等のIDを取得していないと利用不可能（サービス未加入の会社に対して事業者コードを付番できないため、サービスも提供できない）

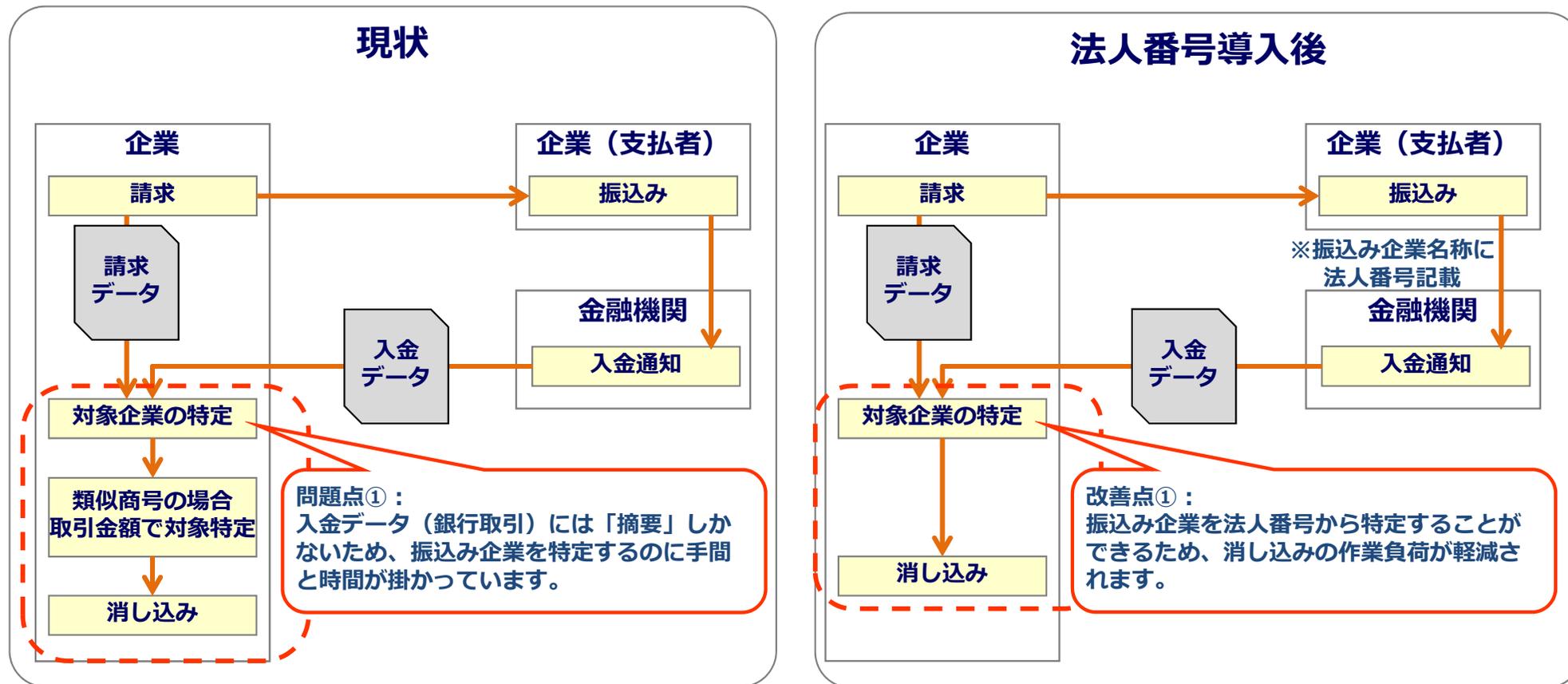
## 法人番号・法人ポータルを利用した場合

- ①法人番号・法人ポータルを利用するため、「サービス用の事業者コード等のIDを発行できないため、サービスを提供できない」ことがない。（電子請求書を発行してから、発行先が加入・アクセスすることも可能）

# TKC2. 入金消込の業務効率化

3月の経済産業省の研究会で提出済みの内容

企業は金融機関の入金情報がどの対象企業からのものなのかを特定するのに時間を要しています。そこで、入金情報に法人番号が含まれることによって、どの企業からの入金なのか特定が容易になり、入金消込の業務負荷軽減に繋がる可能性があります。

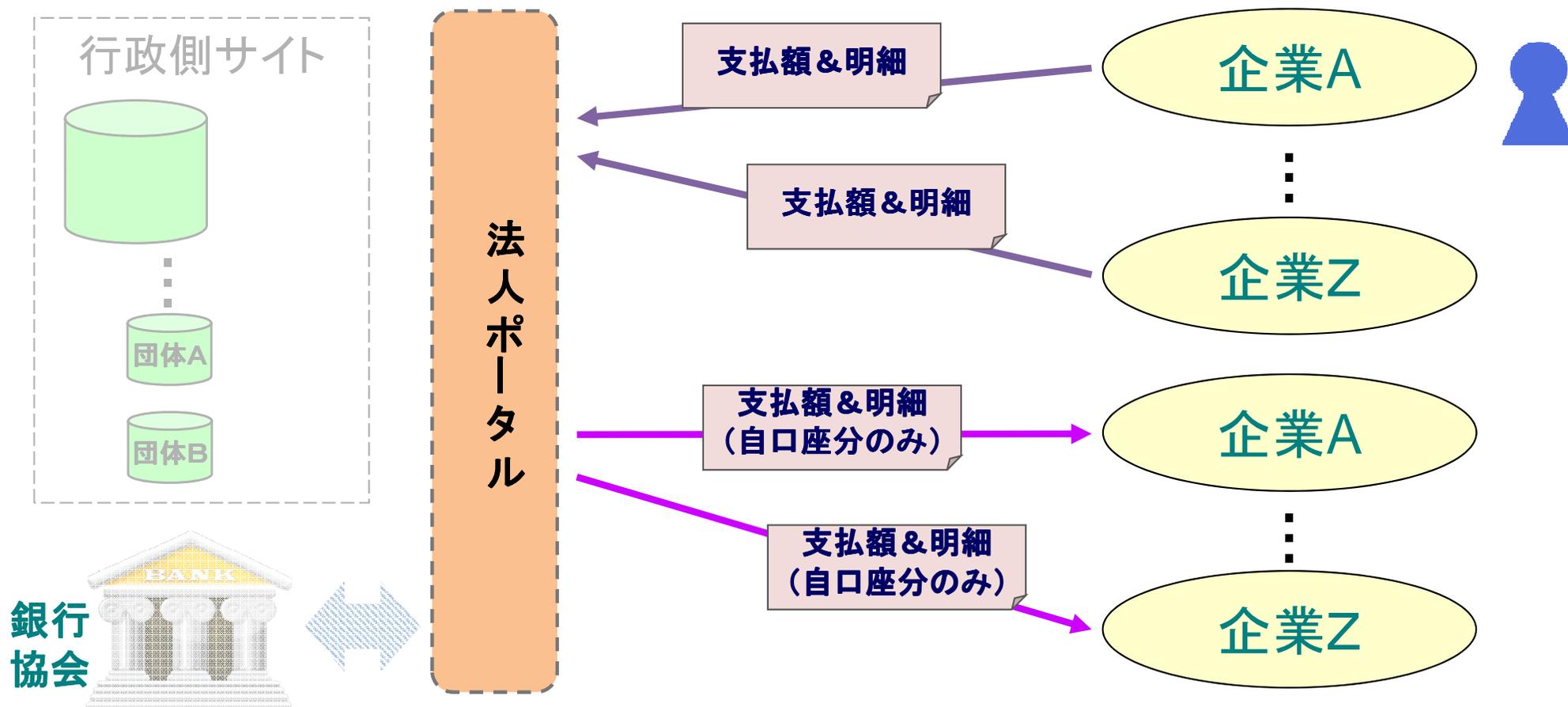


なお、1つの相手先に対して、複数の請求書を発行しているケース（飲食店などでは、店の利用ごとに請求書を発行するケースなど）を考慮すると、「法人番号」だけでは入金消込が効率化できない場合があります。そのため、相手先に交付する請求書（請求データ）に、「法人番号」に加え、「取引番号」も含めるようにすることで、入金消込業務をより効率化できるものと考えます。

# CEC1. 支払い明細の通知

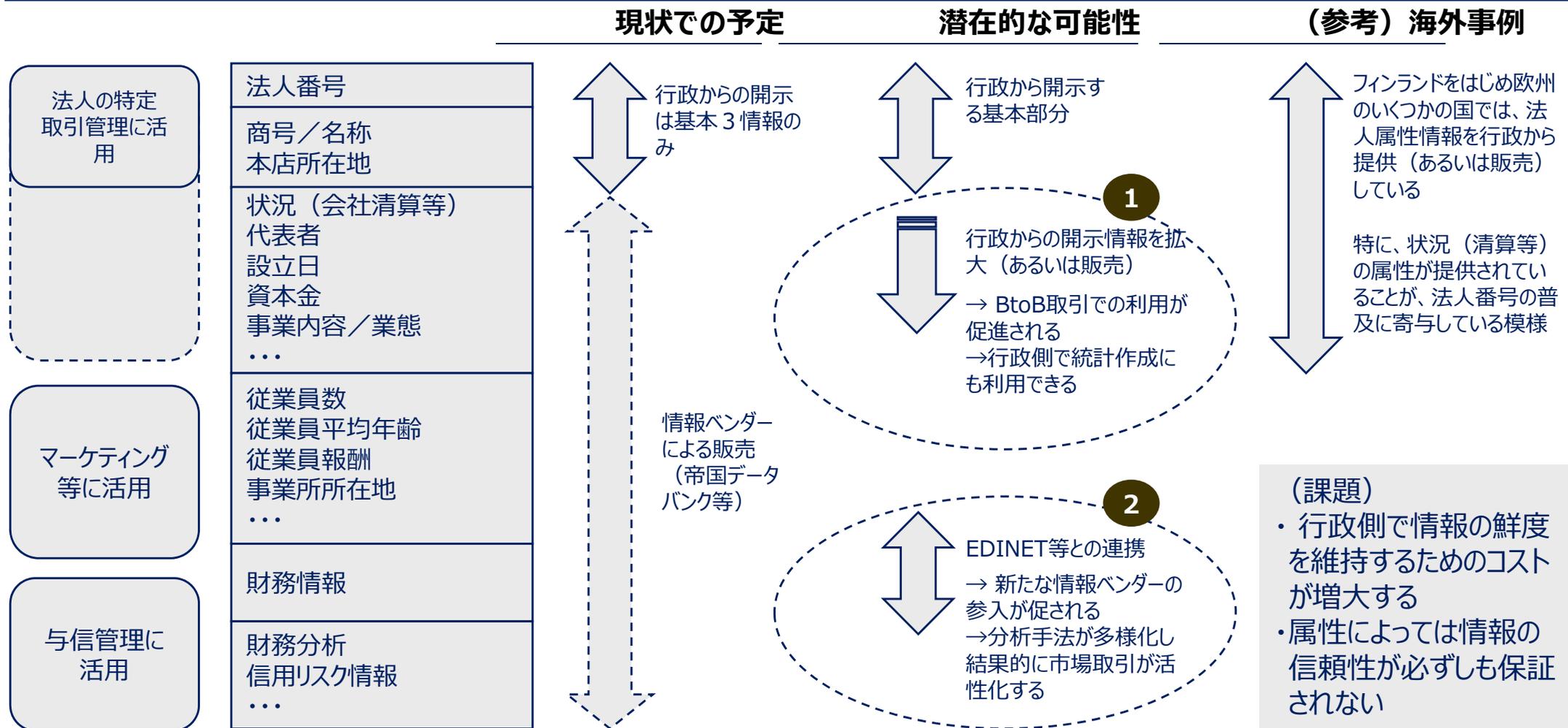
現状、各企業の支払いは請求に基づき入力するが、支払いの単位は取りまとめて振り込みを行うため入金先では請求書との消し込みマッチングに困っている。各企業が法人番号とその銀行口座番号をつけて支払いデータに基づき支払額とその明細を投げる。これを入金企業が自分の法人番号の下に口座ごとのデータを受け取る仕掛けとする。法人番号に宛てて銀行口座・請求NO・支払額&明細の情報を渡す仕掛けが可能となる。

(全銀のシステムを変えることができれば、よりスッキリするが。全銀システムに頼らない互助システムとしても成立か)



# NEC1. 法人属性情報の提供サービスの拡大(1)

- 法人番号の制度運用が開始されても、基本3情報のみの開示では、既存の企業情報データベースのサービスを上回る付加価値は見出しにくい⇒B to B + G to B 視点での拡大
- 開示情報範囲を拡大することで、民間活用が促進されると考える。(下記①と②)



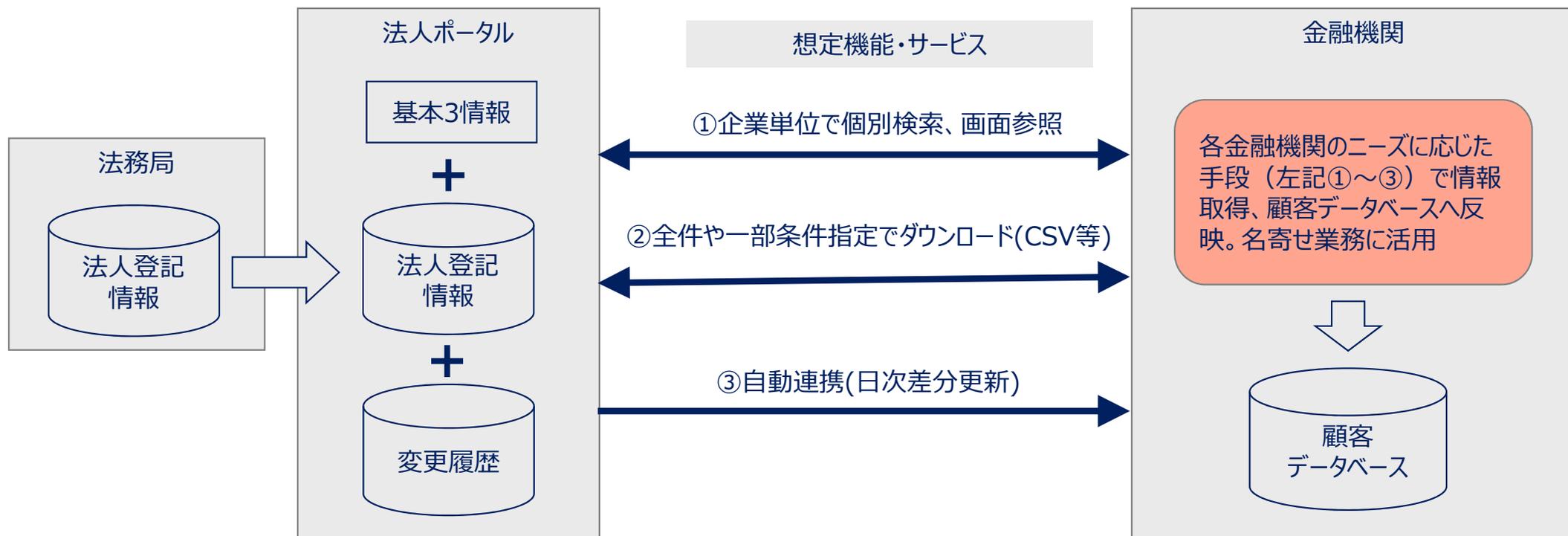
# NEC1. 法人属性情報の提供サービスの拡大(2)

## 具体例：法人登記情報の提供

□ 基本3情報に加え、設立年月日、代表者氏名等の法人登記情報と、合併や住所変更などの更新情報を金融機関(第三者)により参照可能とすることで、金融機関における顧客名寄せの精度向上が期待できる。

※ 顧客名寄せは、商号、住所、設立年月日等の複数情報のマッチング結果で判断しているケースが多い。当該情報の精度向上は、名寄せの精度向上に直結する。

※ 法人番号そのものをマッチングキーとした名寄せも考えられるが、全顧客からの法人番号受入れが前提となり一定のハードルがある。本ケースは移行措置としても適用可能である。



# NEC1. 法人属性情報の提供サービスの拡大(3)

## ご参考：名寄せ業務イメージ

□ 現状のシステム・業務では、特定のキー項目を基にした自動名寄せと、人の手による手動名寄せを組み合わせる実施（※）

✓ 名寄せキー項目：商号、住所、設立年月日 等

※ 自動名寄せのみ、手動名寄せのみ等のパターンもあり得る



A工業(株)	東京都港区愛宕1-1	昭和60年7月1日	03-1234-5678
--------	------------	-----------	--------------



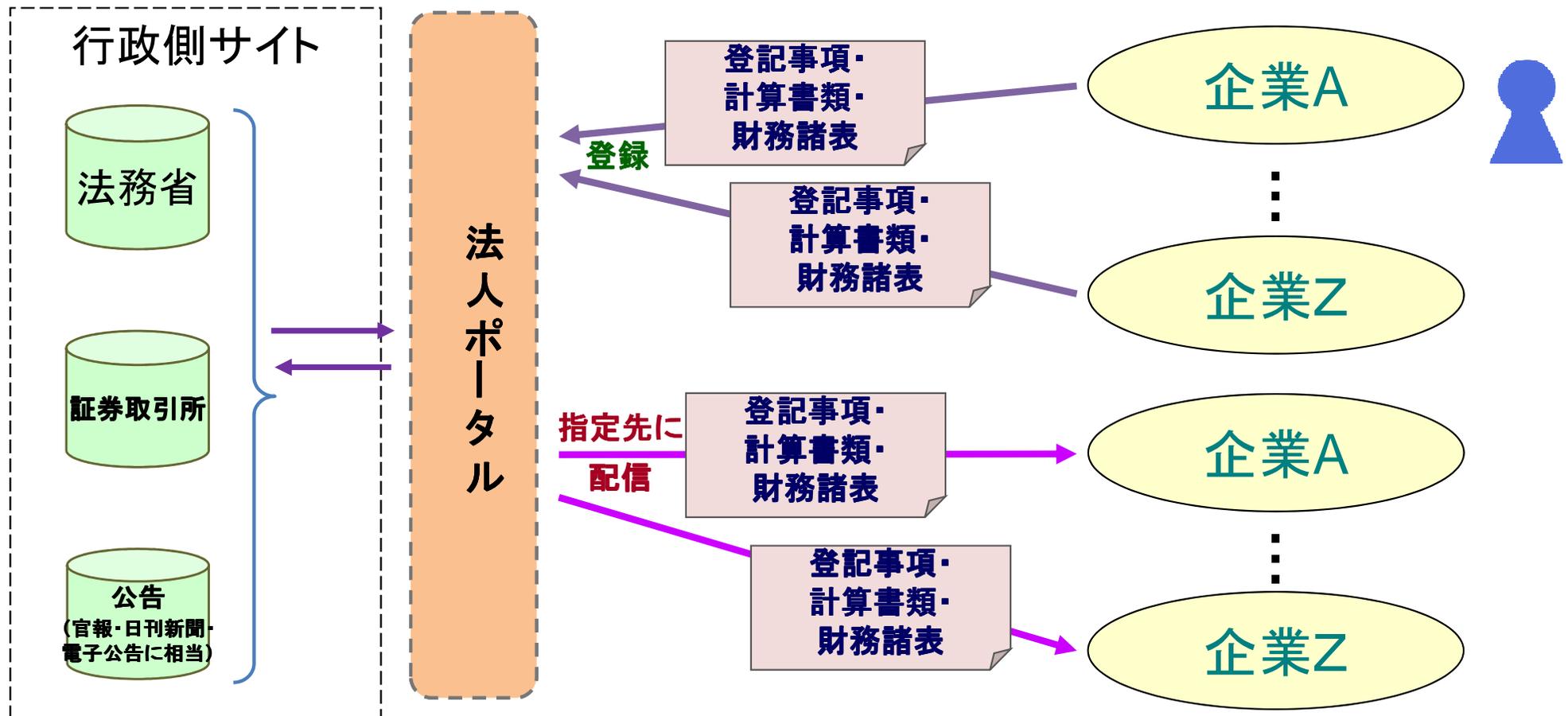
【ロジックイメージ】

- ・4項目合致していれば、本人として名寄せ
- ・2～3項目合致していれば、候補先として抽出
- ・1項目以下合致の場合は、本人でないと判断

A工業(株)	東京都港区愛宕1-1〇〇ビル	1985年7月1日	0312345678
--------	----------------	-----------	------------

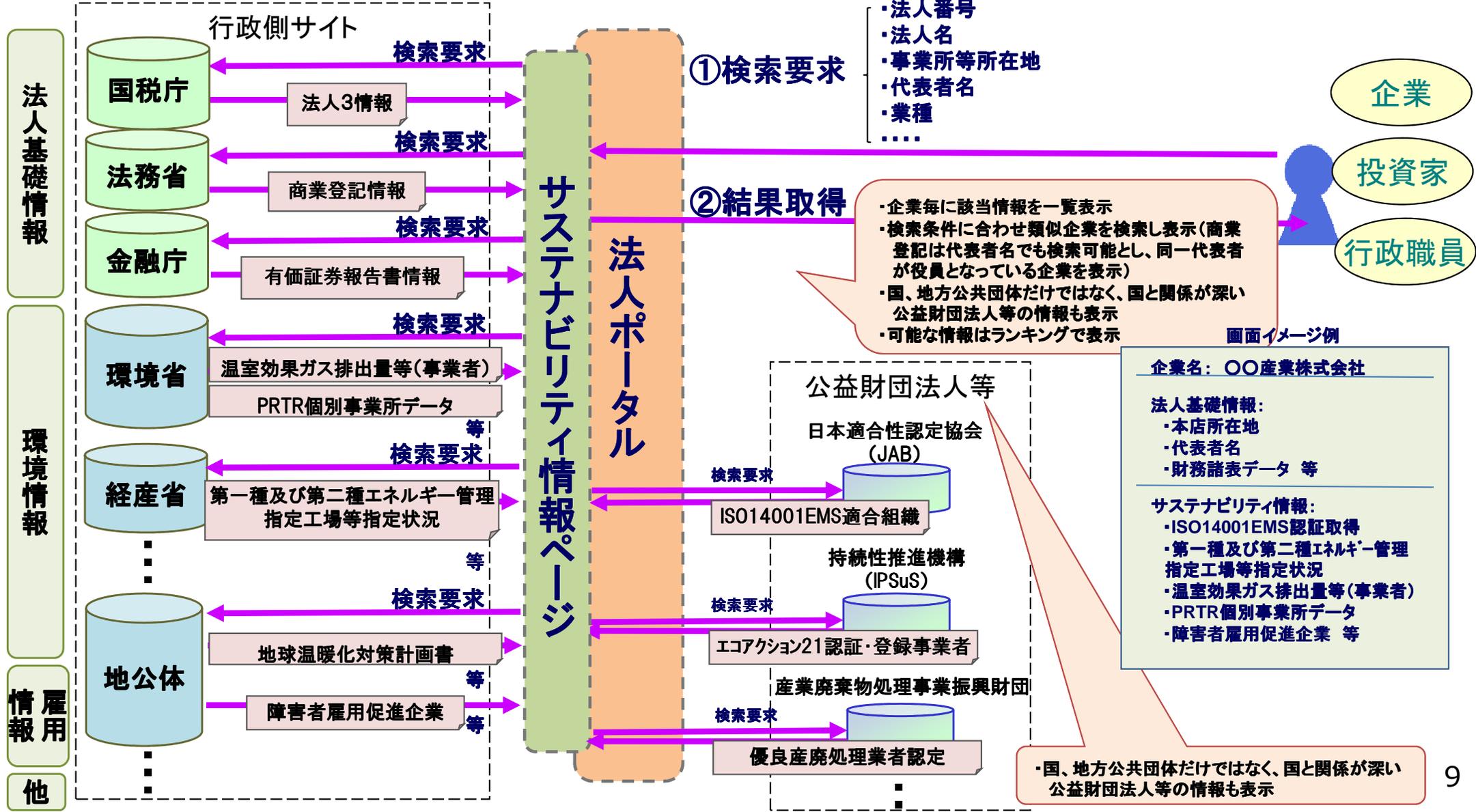
## CEC2. 法人情報のupdate配信

現状、各企業は関係の強い取引先に毎年定期的に情報を求め、財務諸表、法人住所、代表者名などをupdateしている。財務諸表は東証への有価証券報告書届出時、決算報告書届出時、法人についての改廃・名称変更・代表者変更など重要な事項については登記の都度、関係先に配信されるような仕掛けにする。この配信関係は先に登録しておくものとする。求める側、求められる側とも収集に無駄に手間がかかっているし、データでの受取でないので再入力が必要になっている。特に財務諸表についてはxbrlなどでデータ化されれば最初から分析を付加できる。商法上の計算書類の公告の場をここに移してもよいのではないか。

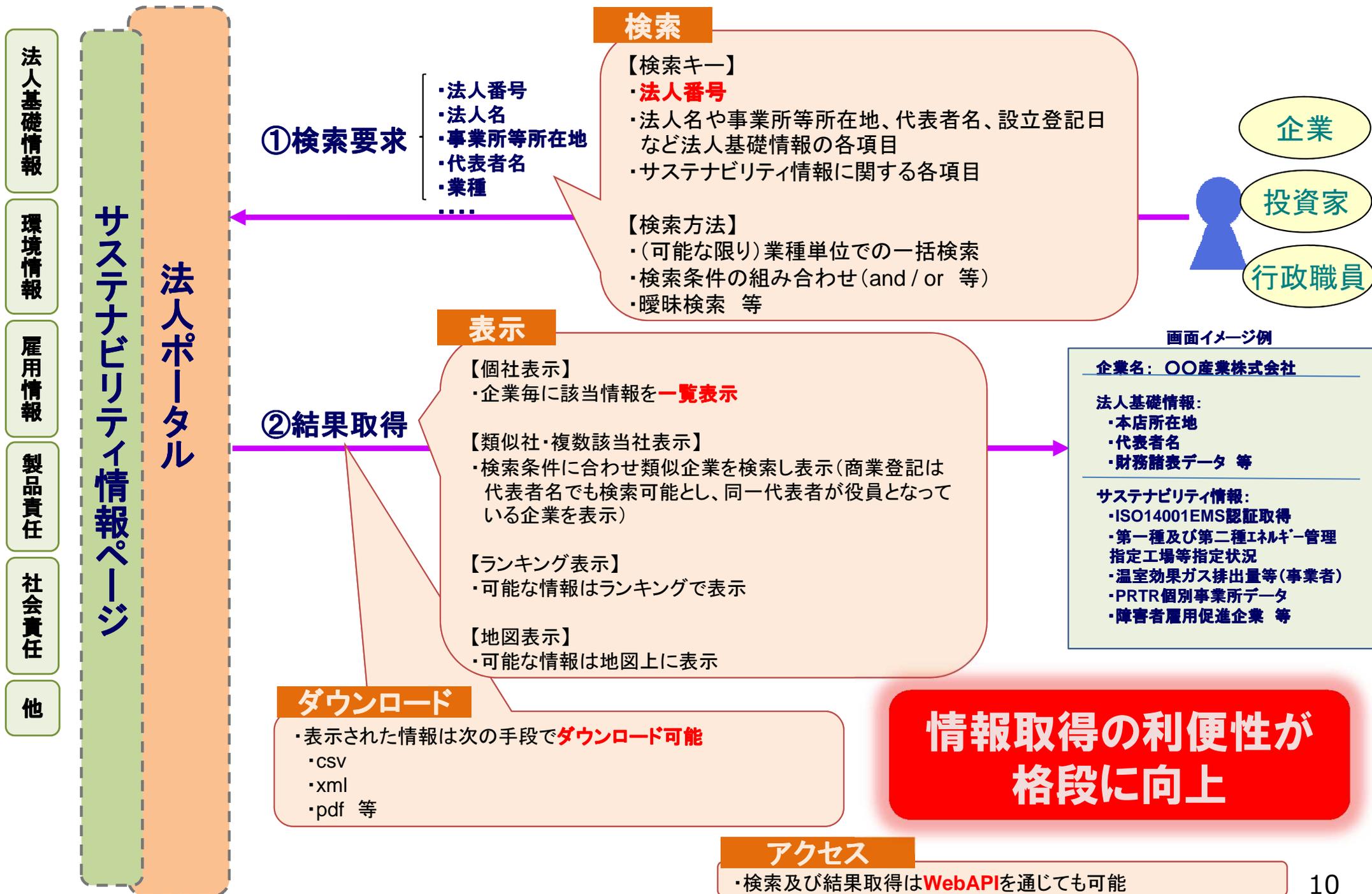


# NTTD. オープンデータによる企業のサステナビリティ情報一括取得〔全体像〕

企業及び投資家等が、法人ポータルの中に開設されたサステナビリティ情報ページを通じて、取引先及び取引先候補並びに投資対象等となる企業について、中央省庁及び地方公共団体等が保有する当該企業のサステナビリティ(環境、雇用等)に関する情報を一括取得できるようにすることにより、サステナビリティに関する情報取得を容易にする。  
 またこれを通じて政府はサステナビリティに向けた企業活動を促進する。



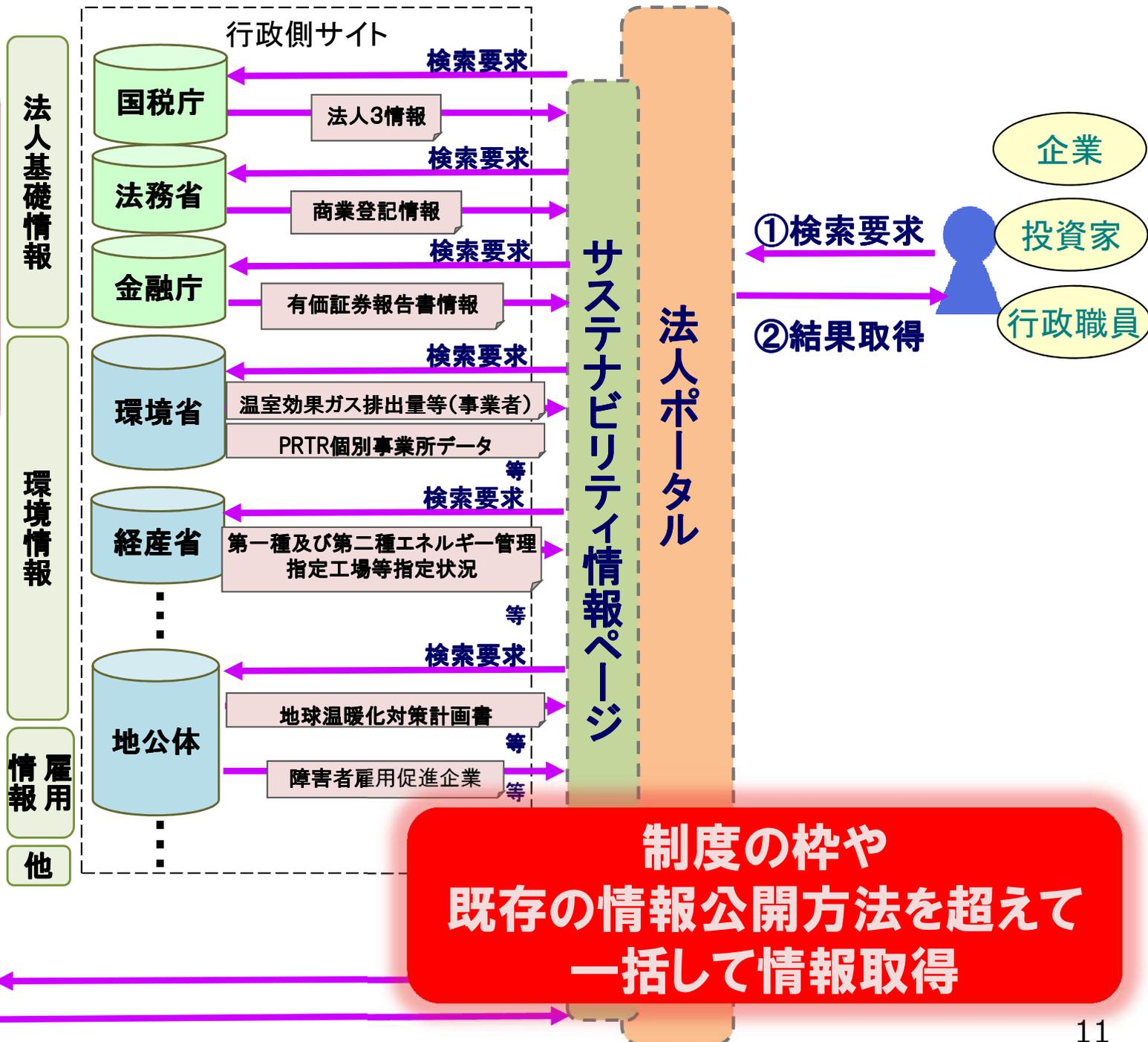
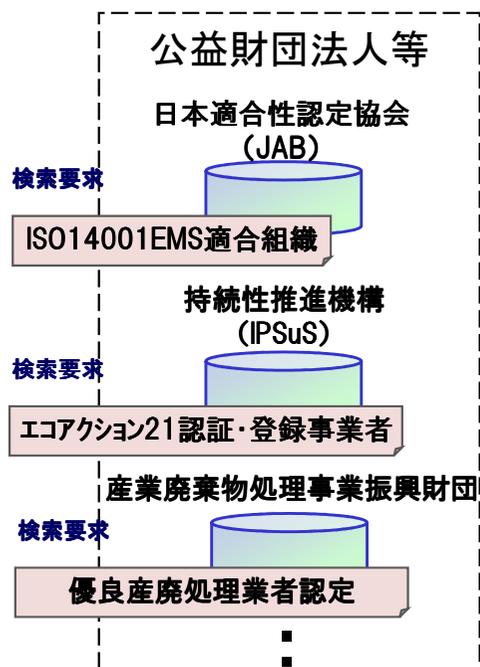
# NTTD. オープンデータによる企業のサステナビリティ情報一括取得〔詳細1〕



# NTTD. オープンデータによる企業のサステナビリティ情報一括取得 [詳細2]

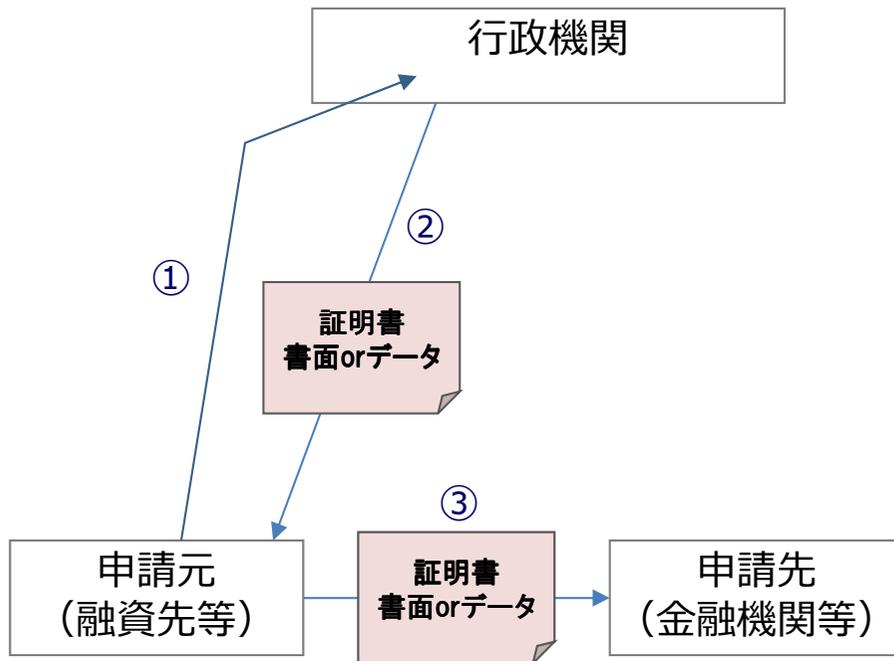
## 情報取得

- ・**単一の方法**で関係する情報を全て取得可能  
(現時点で公開されている情報の形式、情報取得の方法などが区々)
- ・制度等が異なるため別々の組織が保有する同様の情報(例 温室効果ガス排出量等並びに第一種及び第二種エネルギー管理指定工場等指定状況)について、**可能なものはまとめて情報取得**
- ・国の組織だけではなく、国に近い**公益財団法人等**が保有する情報も取得
- ・**地方公共団体の情報**も取得
- ・**無料**で情報を取得



# TKC3. 民間取引における行政発行の証明書の添付

現行

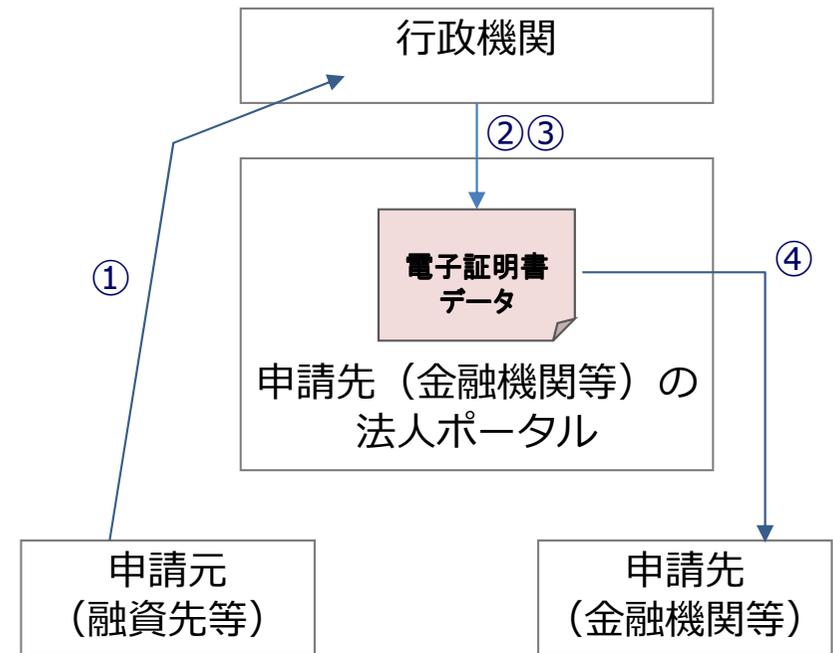


融資申込等で「登記事項証明書」「納税証明書」等を添付する場合は、行政機関から書面または電子データで受領した証明書を、郵送または電子メールで送信している。

- ①行政機関に対して、各種証明書の発行請求
- ②行政機関から、証明書を書面または電子データで受領
- ③申請先に対して、証明書を郵送または電子メールで送信

悉皆性を持ち、かつ公表されている法人番号を「宛先」として利用することで、すべての申請元・申請先が、事前の申込みをすることなく利用可能。

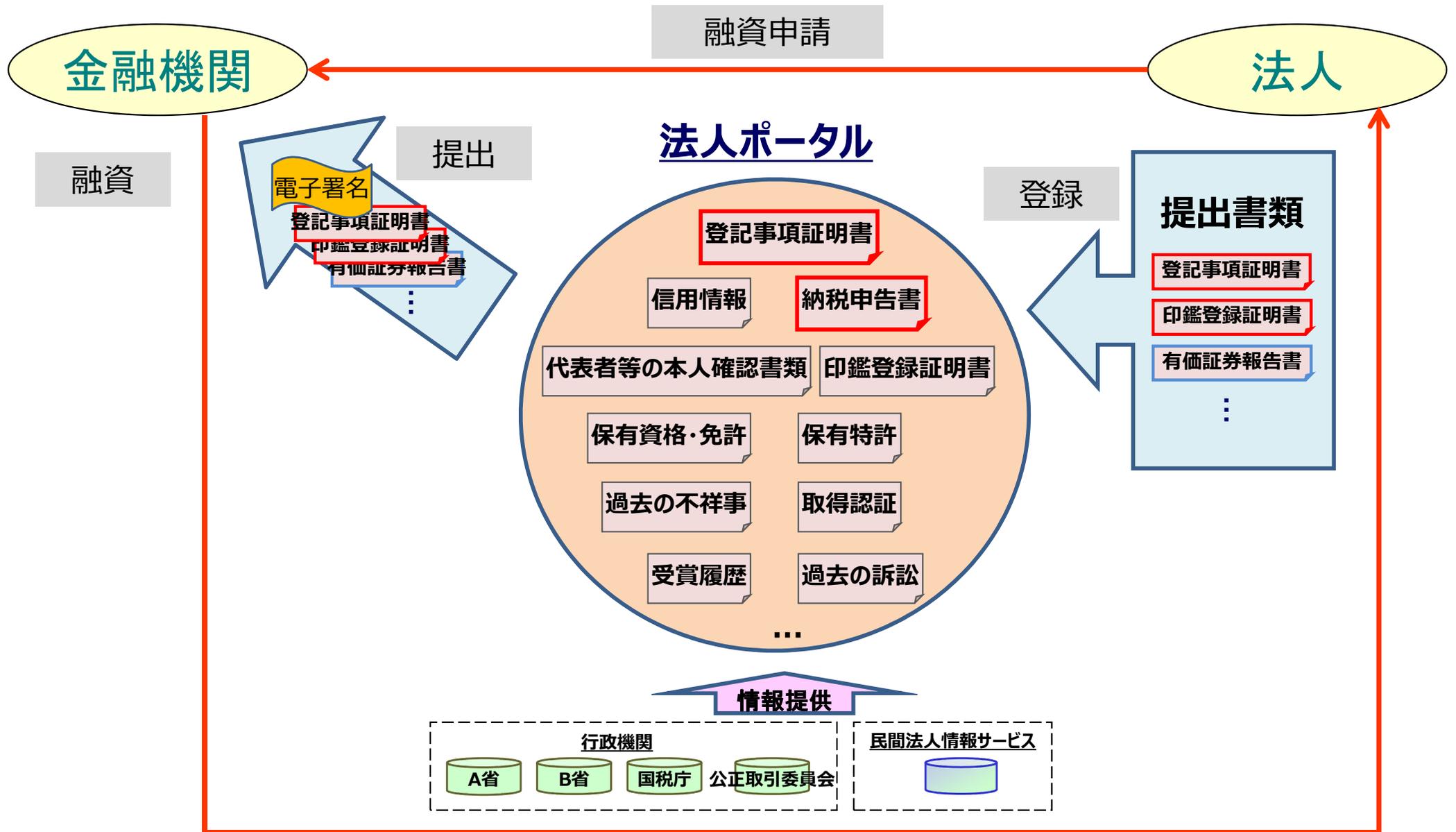
法人番号・法人ポータル導入後



融資申込等で添付する「登記事項証明書」「納税証明書」等を、「申請元のPC等へのダウンロード」及び「申請元が法人ポータルにアップロード」することなく、直接申請先（金融機関等）の法人ポータルに格納する。

- ①行政機関に対して、各種証明書の電子発行請求  
その際、証明書の提出先の**法人番号**を指定
- ②行政機関は、申請元からの請求依頼に対して、証明書を電子発行
- ③発行された証明書は、請求時に指定された「提出先の法人番号」に基づき、当該法人の法人ポータルに格納。  
※格納する処理を、行政機関側の仕組みで行うのか、法人ポータル側の仕組みで行うのかは、要検討
- ④申請先は、自社のポータルから、発行された証明書を確認・ダウンロード

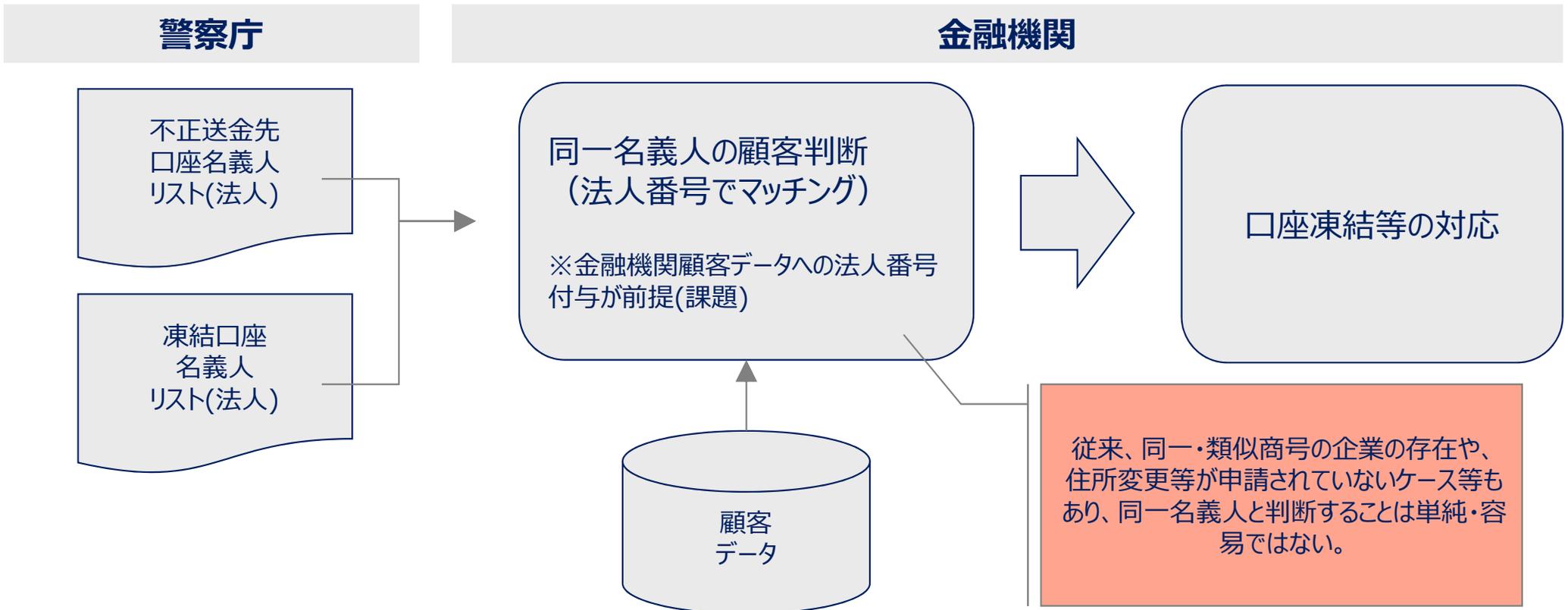
# DNP1. 資金融資における信用確認



法人が資金融資を希望する際、金融機関への提出書類が複数ある。法人ポータルを利用することにより手続きの簡略化を図ると共に書類の真正性を保障する。また、融資を行う側の金融機関間でも融資先の信用情報を共有できるようにする。

# NEC3. アンチマネーロンダリングへの活用

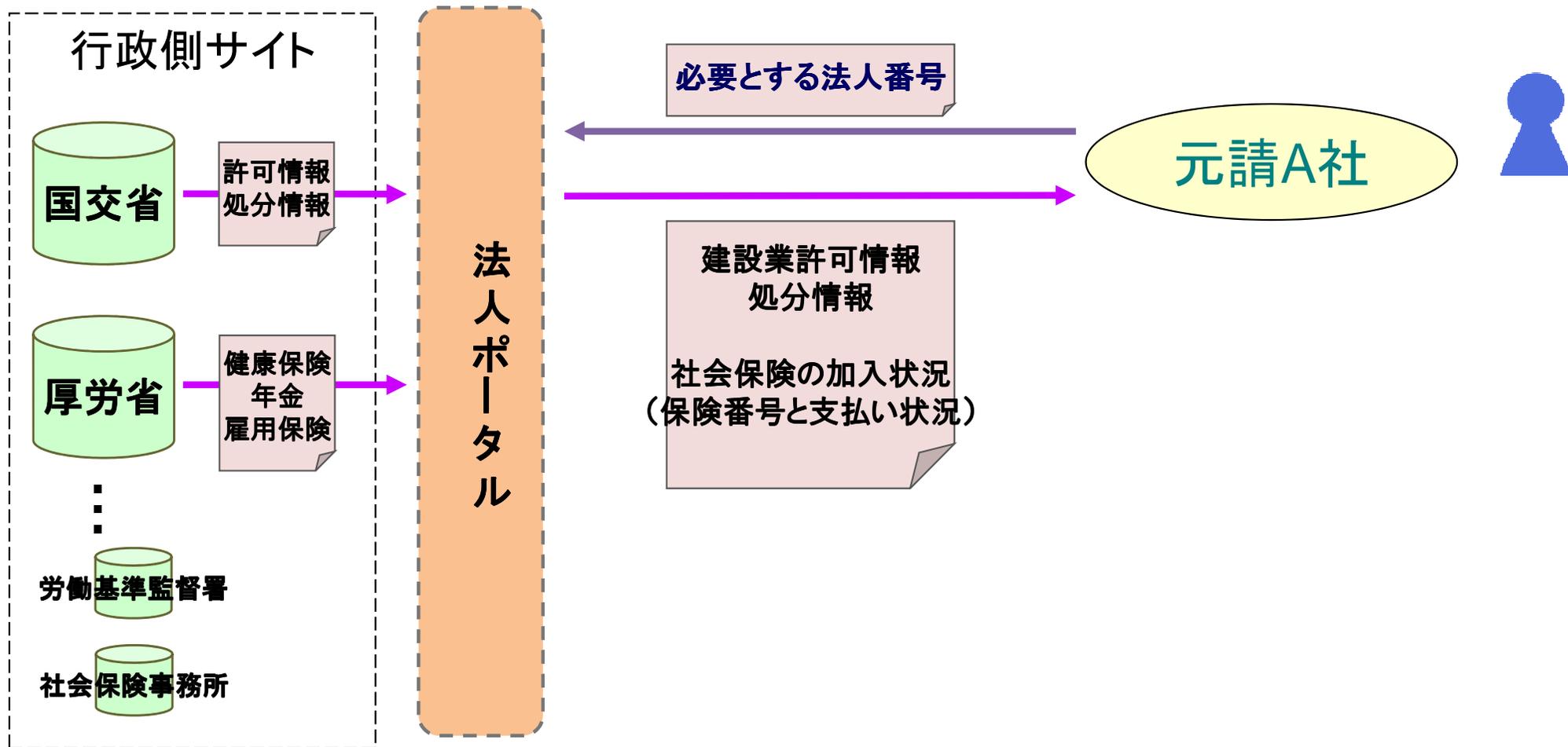
- ❑ 警察庁から金融機関等に提供している「凍結口座名義人リスト」「不正送金先口座名義人リスト」に法人番号を付与
- ❑ 金融機関の顧客データとのマッチングに法人番号を活用することで、同一名義人と判断するまでのプロセスを簡素化し、迅速かつ確度の高い対応が可能となる。



## CEC3. 建設業ガイドラインに沿うデータ利用

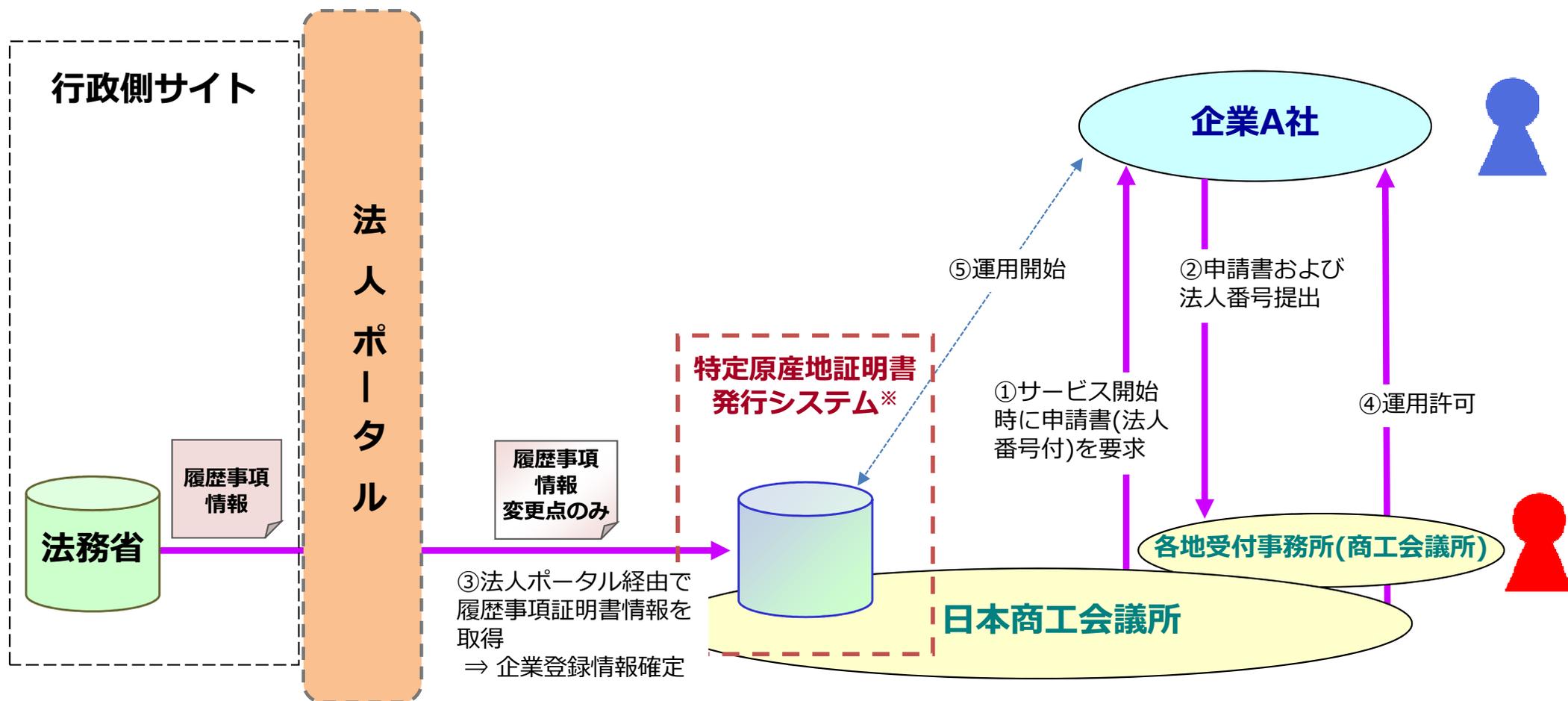
建設業では、元請に対して建設業許可の確認、各社会保険の加入の確認が国交省のガイドラインで求められている。現在は下請け業者に提出を求めている書類を電子的に一括して取得できるようにする。これによりスピードアップとともに支払いの有無や適用除外などの例外の扱いなども根拠を持って扱えるので求められている社会保険の加入促進に貢献できる。

複数の法人番号をなげれば一括して答えが返るようにしたい。もし相手先合意が必要なら、合意を自動的に取り答えを返し、同意しない法人については不同意として答えが返る仕掛けとしたい。



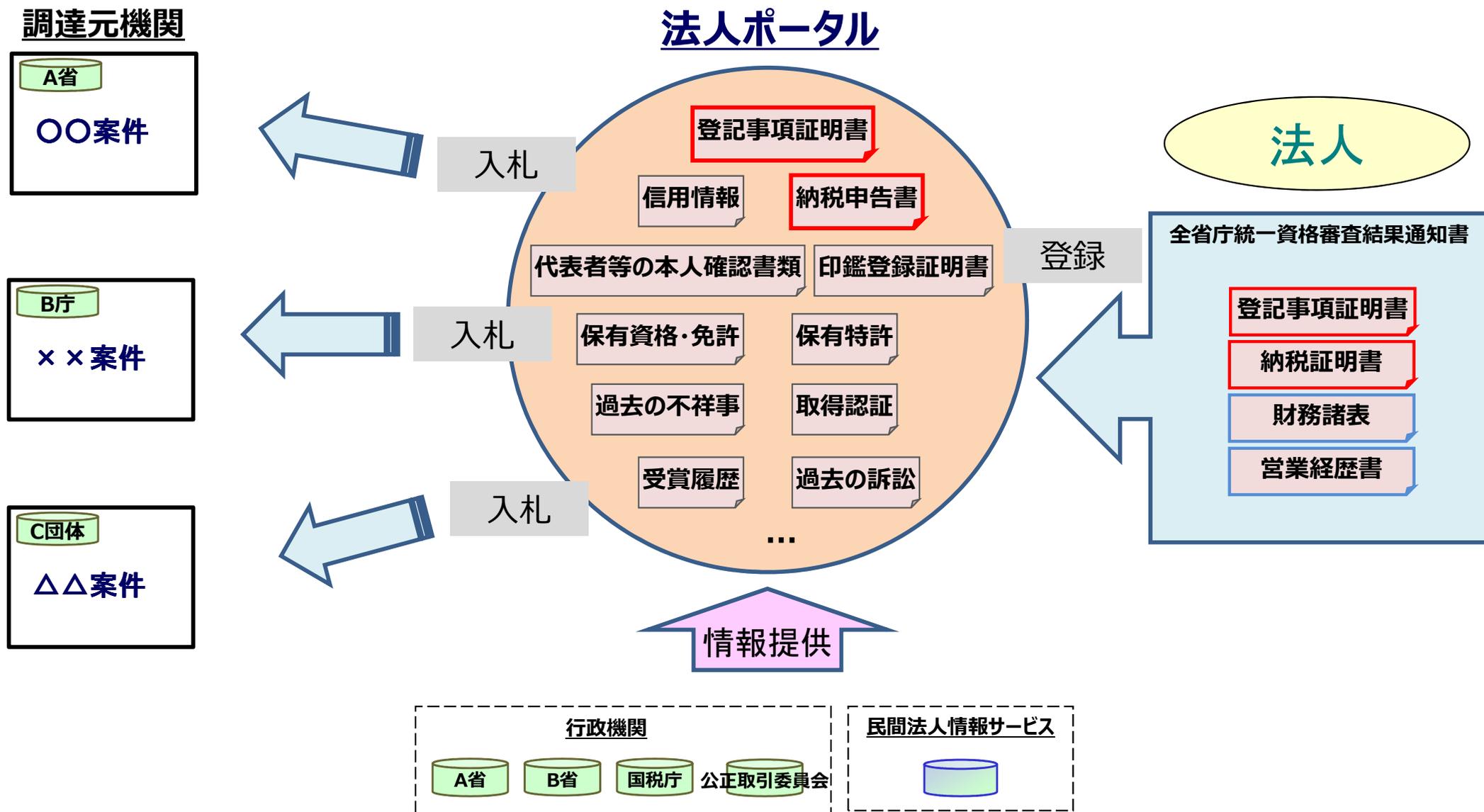
# MCCI. EPAに基づく特定原産地証明書を受給する為の企業登録

**説明** EPA協定に基づく特定原産地証明書を受給するためには、まず、日本商工会議所に企業登録を行う必要があり、登録申請書および履歴事項全部証明書の提出が必須となっている。この履歴事項全部証明書情報をシステム側で取得することにより、提出資料の簡素化が実現できるとともに、2年ごとの更新時には、法人ポータル経緯で、履歴事項全部証明書変更点のみ確認可能になり、その変更点のみ取得することにより、再度（更新時）の履歴事項全部証明書の提出が不要になる可能性がある。



※経済産業大臣が指定した発給機関で運用

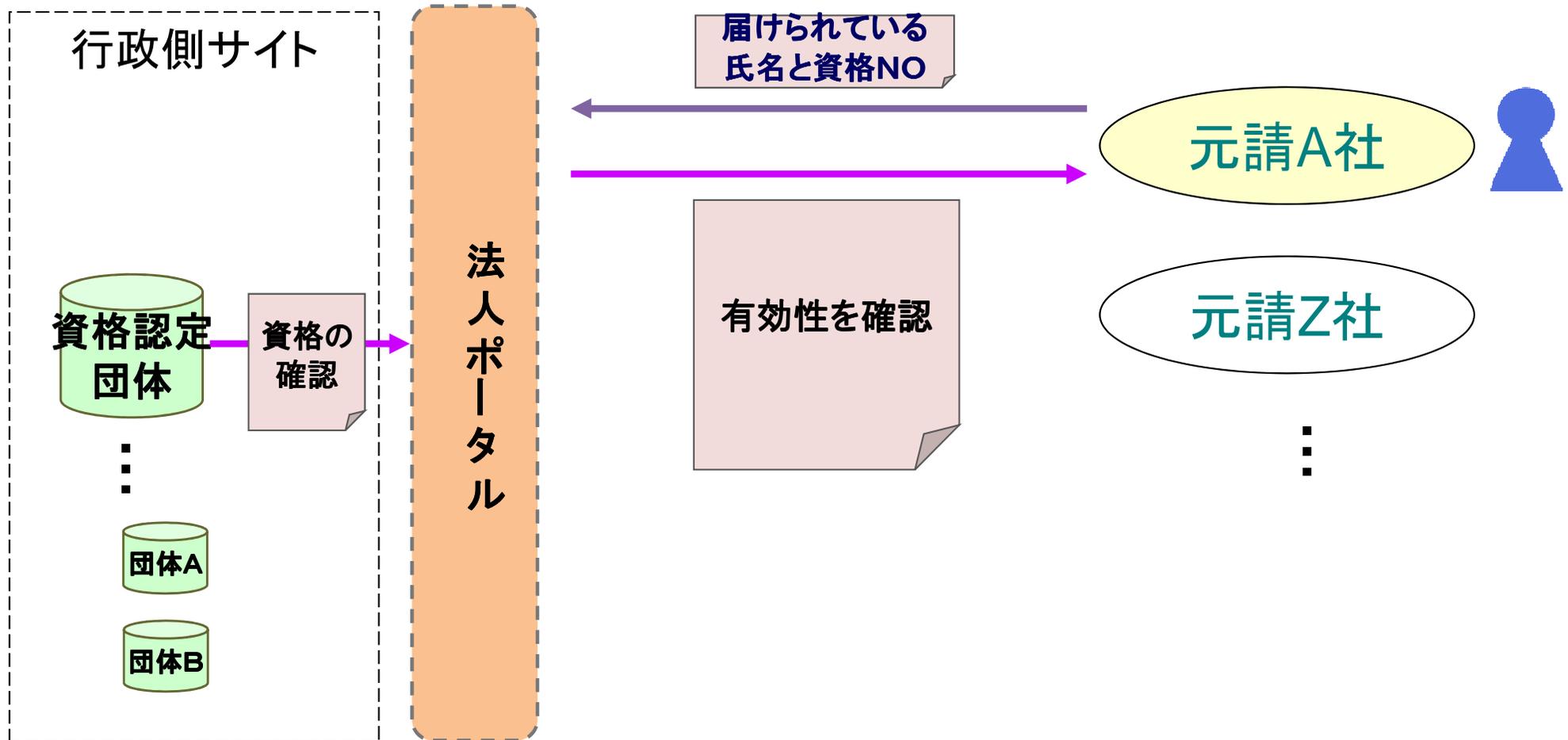
# DNP2. 入札時の信用確認



現状、全省庁統一資格取得時に提出した書類を各案件の入札時に調達元機関に提出している。法人ポータルに全省庁統一資格審査結果を登録することで、入札時に提出する書類の重複をなくし、事務手続きを簡略化する。

## CEC4. 建設業法定資格の有効性確認

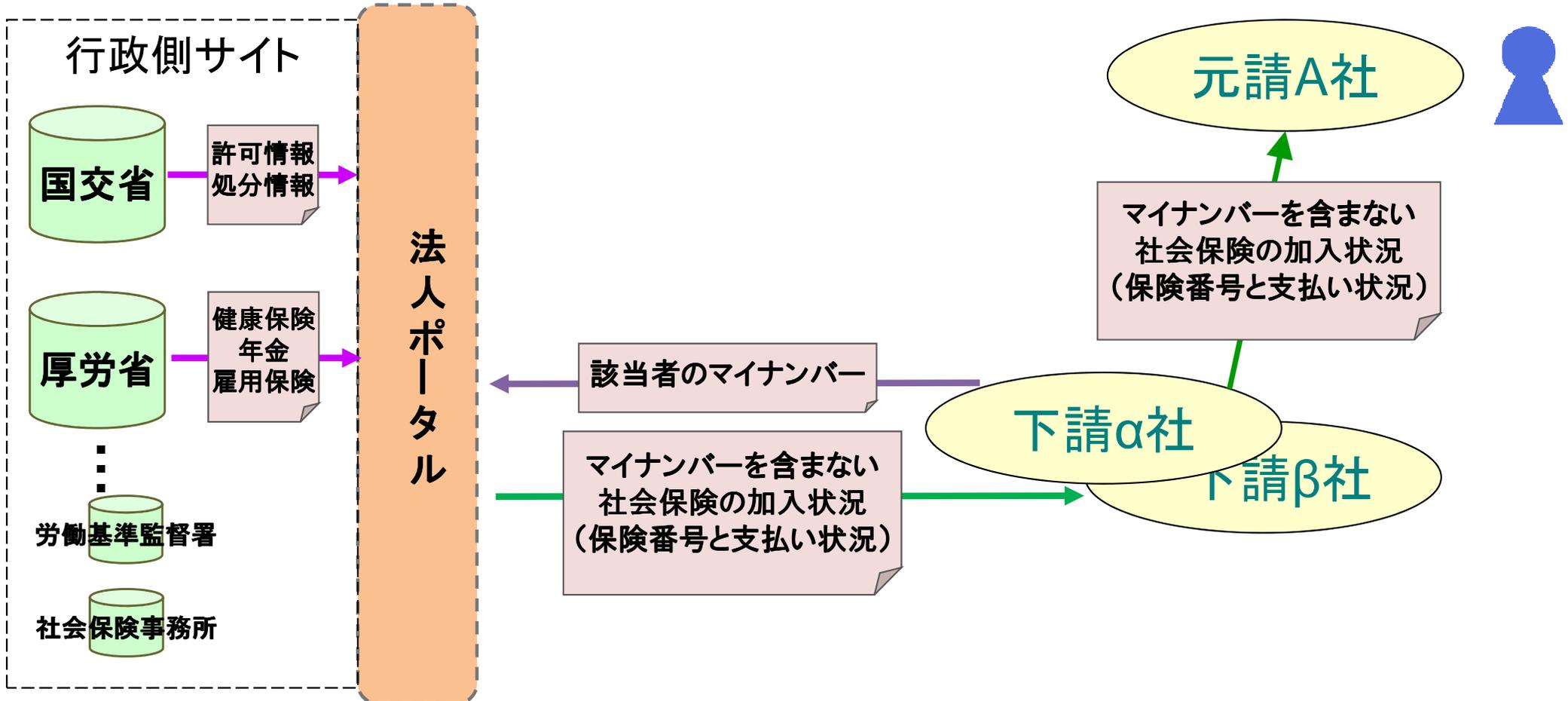
建設業では、建設現場で必要とする資格が決まっている。現状ではこの資格証を提示させているが、この資格証が本当に有効かどうか判定する方法がない。届けられている氏名と資格番号を投げると氏名・番号で検索し有効・無効の有無を返してくる仕掛け。



# CEC5. 建設業ガイドラインに沿うデータ利用(労働者の社会保険)

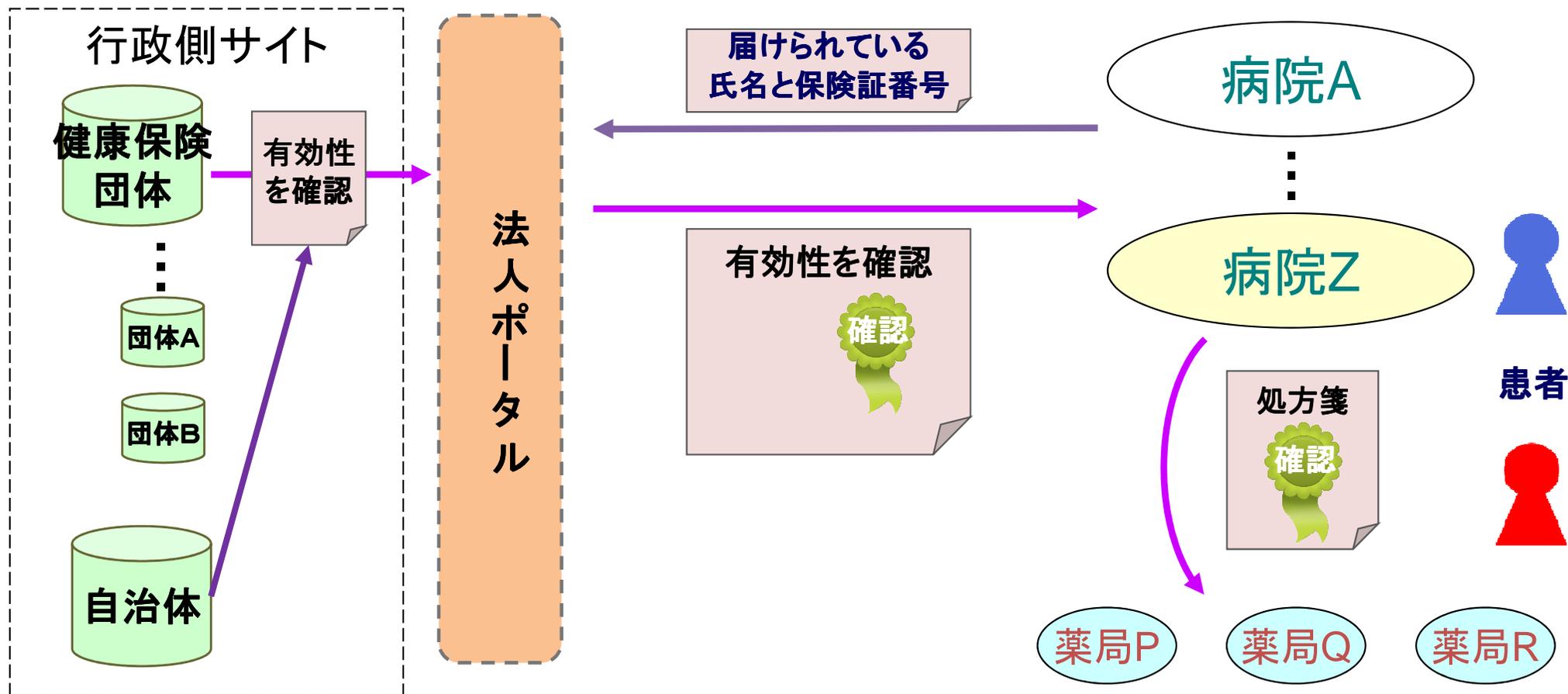
建設業では、元請に対して各社会保険の加入状況を法人のみならずその作業員までも把握し加入を推進するよう国土交通省のガイドラインで求められている。(29年度以降適切な保険への加入が確認できない作業員について特別の理由がない限り現場入場を認めない)

直接に作業員を雇用している各社はマイナンバーを管理しているので、これをポータルに問い合わせることにより、官庁側のデータで適切な状態であるかどうか判定を返す仕掛けとする。この判定をしたデータを一緒に入れて、あるいは別途、元請に渡すようにする。マイナンバーのやりとりは直接雇用者とポータルとだけで行われるので、個人のセキュリティは問題にならない。これによりスピードアップとともに、支払いの有無や適用除外などの例外の扱いなども根拠を持って扱え、求められている社会保険の加入促進に貢献できる。



## CEC6. 健康保険証の有効性確認

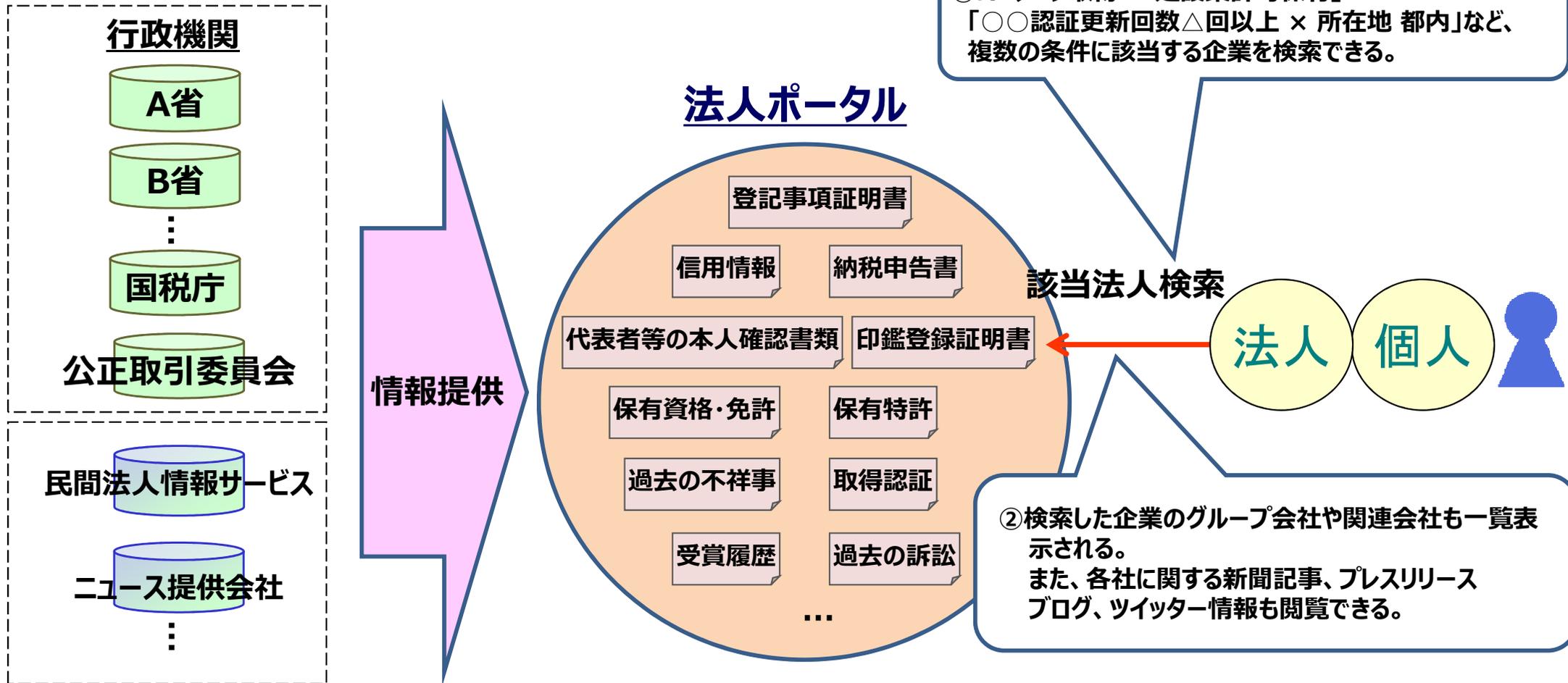
一般に、病院では1月ごとに健康保険証の提示を求められ有効性を確認している。大病院ともなるとけっこう大きな時間を割いているように見える。再来のケースでは通常、診察券を入館時にリーダーを通して予約チェックを行う。この時点で保険証番号のチェックを投げて確認できなかった患者だけチェックすればよいのではないか。なお、保険証の有効性確認による有効・非有効を処方箋にプリントすることにより、薬局による保険証チェックを省略できる。これは医療関係機関の省力化によるコスト削減と患者の利便性向上につながると思われる。



# DNP3. ビジネスニーズのマッチング

## 【想定シーン】

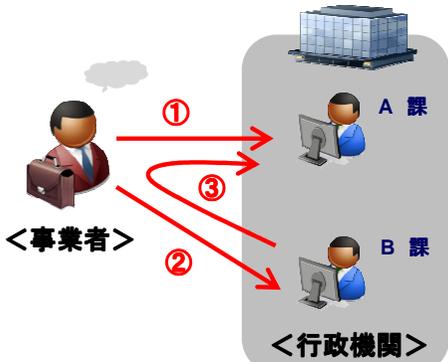
- ・新規取引開始時
- ・協業先選定時
- ・下請事業者選定時 など



法人ポータルに期待する機能として、各法人の信用情報に加え各法人保有資格等を閲覧できるようにし、なおかつ複数の条件を指定して業界横断型に検索でき、更に検索企業の関連会社を含めた各種情報も分かるようになることである。これにより、隠れた優良企業の顕在化や事業タイアップに繋がり、地方企業や中小企業の活性化が望めると考えられる。

## ① 事業者手続の課題

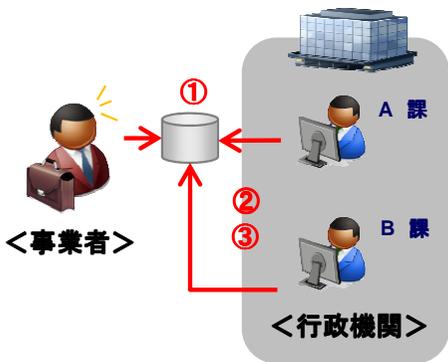
手続きの煩雑さと反復が事業者と行政機関の双方に負荷となっている。



- ① 同じ情報を何度も提出
- ② 同じ情報を違う部署へ重複して提出
- ③ ある部署で取得した証明書を別の部署に提出

## ② 簡素化の方法

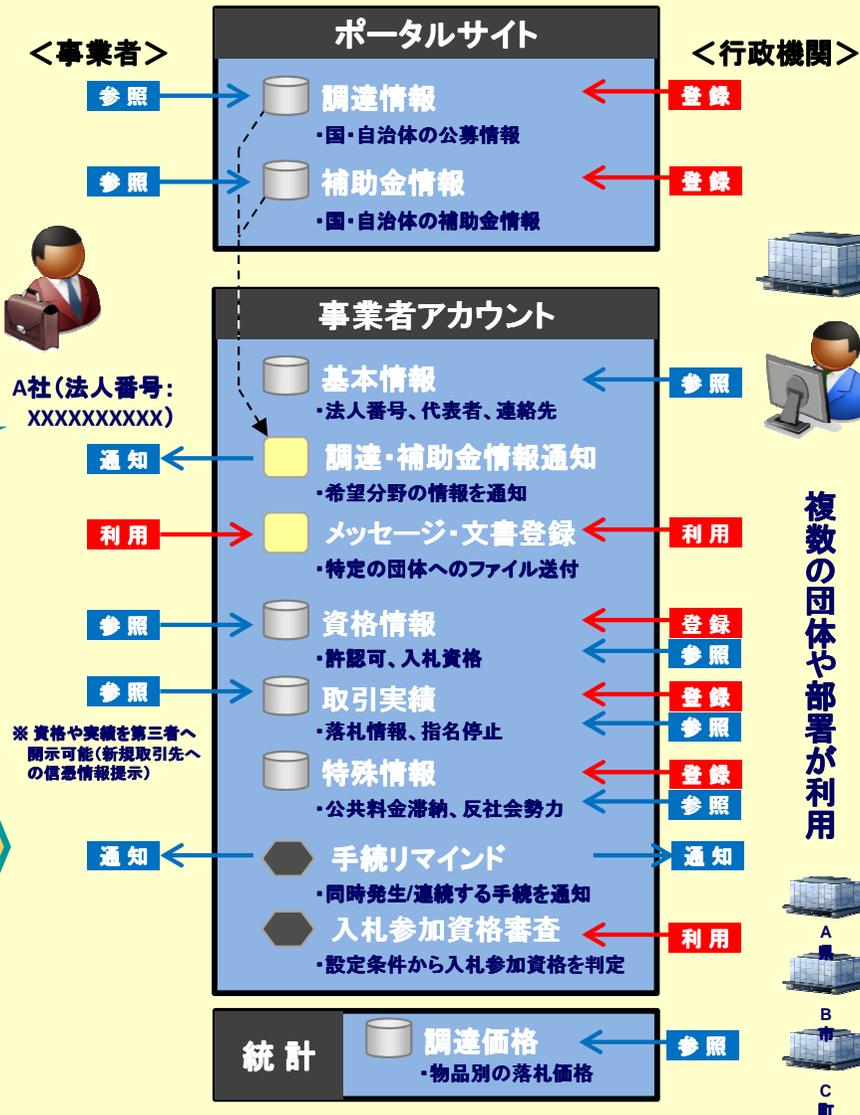
事業者と行政機関の双方が基本となる情報を登録することにより、書類提出を軽減する。



- ① 頻繁に使う情報を事業者が登録 (何度も書類を提出する必要はない)
- ② 許認可など資格情報を行政機関が登録
- ③ 複数の部署や行政機関が情報を参照

## ③ 情報を共有するサービス

事業者と行政機関が情報を交換するためのポータルサイトとアカウント(事業者ごとの電子私書箱)を設置する。



## ④ 特長・メリット

左のサービスを実現することにより、事務の軽減と調達公正化が推進されます。

- (1) 事務手続きの軽減
  - ・事業者と行政機関共に書類授受機会が減少し、作業負荷が低減される。
- (2) 事業者の調達参入機会の増加
  - ・調達情報の集約や自動通知により、情報入手の負荷が低減される。
- (3) 行政機関のチェック機能の向上
  - ・保有資格、取引実績、納税など事業者情報の共有により、チェック機能が向上。
- (4) 調達動向の把握
  - ・蓄積される情報から物品・サービス毎の調達価格の動向が判明する。

## ⑤ 推進方法

番号制度に合わせたサービス開始に向けて、研究開発することを想定します。

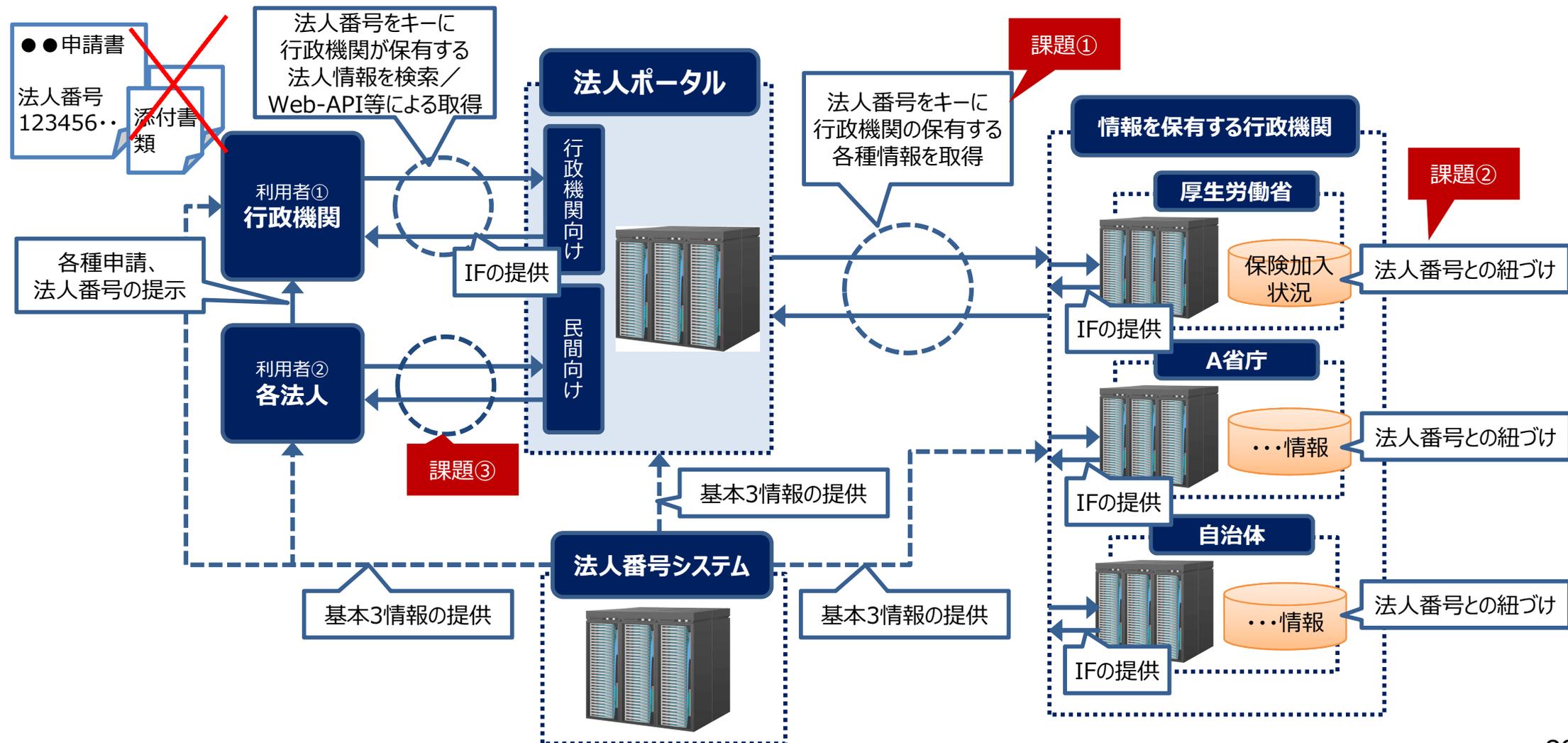
- (1) 法令との関係
  - ・番号制度にて導入される法人番号を利用する。事業所番号は別途検討。
- (2) 利用団体
  - ・任意の行政機関が参加。県単位で運営している入札システムと連携して普及させる。
- (3) サービス運営主体
  - ・全国的にサービスを展開できる財団法人、独立行政法人など中立的団体を想定。
- (4) 研究・開発
  - ・番号制度開始に向けて準備。
  - ・省庁、都道府県、市町村、シンクタンク等による研究(手続、機能の洗い出し)、プロトタイプ構築。

# Fujitsu. 法人情報の行政バックオフィス連携による添付書類削減(1) 富士通株式会社

【目的】BtoGの申請手続きにおける ①添付書類削減 ②正確性の担保 を目的として、法人情報のバックオフィス連携・共有を実現する行政機関向け法人ポータルを構築する。

【行政機関向け法人ポータルの要件】 ①法人情報の検索 ②Web-API等のインタフェース ③（扱う情報の秘匿性に依じて）認証基盤・アクセス制御

【課題】 ①どのような情報を連携の対象とするか ②どのように連携するか ③申請の入口として民間向け法人ポータルにワンストップ申請サービスを設けるか



## 課題1 どのような情報を連携の対象とするか

行政機関向け法人ポータルは、民間向け法人ポータルよりもより扱う情報の範囲はひろがる。

以下の観点を中心に、行政機関向け法人ポータルで共有する情報の整理・優先づけを実施してはどうか。

- ・情報の秘匿性、流通範囲の限定性があるかどうか（行政分野、職制、地域）
- ・他の行政機関からの参照ニーズ・件数が多いかどうか（現状の申請で法人に添付書類の作成等を義務付けているもの）

行政機関内での、情報の秘匿性・流通範囲の限定性

秘匿性高

①法人ポータルの対象としては  
優先度が低い情報

②法人ポータルor個別システムで対応

法人ポータルで実施する場合、アクセス制御  
や保有機関への提供申請機能等が必要となる。  
利用者管理・アクセス制御が複雑になるため、  
行政分野等毎に個別システムで対応する案も考えられる。

納税記録

参照ニーズ・件数

少

多

③可能性あるがコスト対効果？

④法人ポータルの対象として  
優先して対応

入札参加資格

保険加入状況  
(法人)?

行政処分情報

秘匿性低

## 課題2 どのように連携するか

法人ポータルだけでは実現できないため、情報保有機関側との役割分担をふまえた政府全体での整備方針・ロードマップが必要である。

- ・情報保有機関の保有情報の法人番号との紐づけ
  - すべてを情報保有機関に委ねて紐づけを行うか、名寄せ支援サービス等を法人ポータル側でメニュー化するか
- ・情報保有機関側からの提供方法と法人ポータル側での参照・収集方式
  - オープンデータ化
  - API等のシステムインタフェース

## 課題3 申請の入口として民間向け法人ポータルにワンストップ申請サービスを設けるか

行政機関内の法人情報のバックオフィス連携にあたっては、行政機関向け法人ポータルの構築が前提となるが、  
加えて申請の入口として、民間向け法人ポータルからの申請を受け付ける場合は、以下の課題を整理する必要がある。

- ・法人の認証（第1回・第2回でも議論あり）
- ・他の電子申請システムとの棲み分け

## CEC7. 建設業許可の更新時の社会保険情報

建設業では、建設業許可の更新時に社会保険に関する情報も求められている。社会保険に関する情報は厚労省から直接か法人ポータルを通じてとってもらえば社会全体として効率が上がる。この時点で適切な社会保険の加入状況にない業者は許可更新ができないか、もしくは何らかのサインがつくことにすれば、社会保険加入の促進がなされることになる。元請に対して国交省のガイドラインで求められている不適切な業者を作業場にいけないということを平成29年度中に実現せよという要請も実現しやすくなる。

